平和と人権

８月は「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間です。お互いの人権の尊重を感性として育み、自然に態度や行動として表現できる文化が定着した社会を目指しています。

本欄では、人権の理念について、「切り花の人権」と題して、神戸大学名誉教授・野尻武敏氏に寄稿していただきました。

切り花の人権

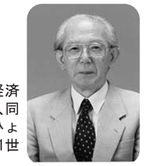

野尻　武敏 氏

《プロフィール》
1924年生まれ。
大分県出身。
現在、神戸大学経済学部教授を経て、同大学名誉教授、ひょうご震災記念21世紀研究機構顧問

八月十五日がやってくると、私はいつも敗戦のあの日が甦ってきます。当時、私は、学徒出陣」の海軍士官の一人として、大阪湾に投下された新式機雷の掃海に明け暮れていましたが、あの日、敗戦を知って、私は大切にしてきた手紙やノート類まですべて焼却しました。兵役につくまで民族協和の王道国家の建設を夢みて旧満州の建国大学に学んでいた私には、何もかも終わったというのが、その時の実感だったからです。

ところが、私たちの掃海隊は解散どころか増員となり、今度は播磨灘に至るまでの掃海を続けることになりました。そしてその基地が神戸港に移ったことから、結局、神戸大学と縁ができ、米占領軍による日本改造の嵐のなかで戦後思潮との格闘をよぎなくされてくることになりました。共同体と結ぶ義務や責任の体系のなかで育成されてきた私たちに、まず問題となってきたのが、個々人の人権の理念でした。

今年は戦後も六十七年、最近は小学生でも「人権」を口にするようになりました。だが、これでもって、わが国にも人権の理念が根づいたと言えるでしょうか。人間に、そして人間にのみ、なぜ人権があるのでしょうか。その分野の専門家とされる人々の間でもそうした根本的な問いの欠けているかたのいらっしゃるのに気づいて驚いたことも、一再ではありません。ひと頃、なぜ人を殺して悪いの」と尋ねる子どもが増えて問題となったことがありますが、今でもこれに答えることのできる親や先生がどのくらい居るのでしょうか。実際、最近は、殺人が日常化し、親の子殺しや子の親殺し、無差別の殺人なども、それほど珍しくもなくなっています。昨今はまた、自ら命を断つものが年間三万人超となり、昨年は学生・生徒が一千人を超えたようです。

戦後ほどなくの頃、指導教授の先生がよく「人権思想は人格たる人間の尊厳を教えたキリスト教の地下水の上に咲いた花だよ。日本の〈人権〉はその切り花、美しいが根がないから枯れてゆくのでは」と仰っていたことが、想い出されます。また別の先生が、こうも注意されていました。「あのフランス革命の際の人権宣言では、人間に〈生まれながらの権利〉があるのなら〈生まれながらの義務〉もあるはず、これもうたわれるべきだという主張もあったが、少数派にとどまって退けられたようだよ。」―人権にかかわるこうした危惧や注意は、今日、反すうされてよいのではないでしょうか。

今では、広く知られているように「デモクラシー」はその用語とともに古代ギリシャに始まります。だが、人権の理念とは無縁でした。当時は奴隷制社会だった上に、民主主義といっても集団の意思決定の方式の一つにとどまるものであり、あのアテナイの哲学者たちの評価も総じてネガティブだったことも、記憶されてよいでしょう。西欧の精神史に人権理念の出自を尋ねてゆけば、キリスト教の人間の尊厳性の教えにゆかざるを得ません。それが、西欧の国民国家の成を担った絶対王政に対する啓蒙期の市民革命のなかで、人権宣言に結実してきた、そう見るべきでしょう。だが、そこから人権宣言は、近代個人主義とも結び合い、キリスト教とはむしろ異質の、個人のもっぱら権利とその保障への要求を生み出してくることにもなります。

キリスト教の地下水のないわが国では、それが〈モロに現われてきた〉、そう見ることもできそうです。人々は権利の名において自利とその保障の要求を重ね、多党議会民主制のもとでは、どの党も第一の関心事は得票数となり、人々の保障要求を煽るものはいても抑えるものは少なくなる。民主主義はこうして「パイの分捕りあい」の「要求民主主義」となり、そこから経済成長の力学も形成されるが、成長が止まってくると財政の破綻に導かれていくことになります。

いっそう重要なのは、近代民主主義を支える人権の理念です。権利と同時に義務もうたうべしと主張したあの市民革命時の少数派の意見は、正しかったのではないでしょうか。そして人の生の根本的な権利と責務は、人それぞれの命の重さに由来すると考えるべきでしょう。とすると、殺人や自殺に関連して先に触れたような現状からしても、わが国では人権の主張は一般化はしたが、根づいたとは到底言えないでしょう。キリスト教の地下水がなければ、それは望めないことなのでしょうか。

私は、わが国の精神風土のうちにもその土壌はあったと思っています。大正生まれの私には、人の命は今のほうがずっと軽くなっているように思えてなりません。昔が国では人の命がどう考えられていたか、一例をあげておきましょう。あの貝原益軒は、人の命は〈天下四海よりも重し〉と強調すると同時に、人は自分の命と言うが〈私すべきものにあらず〉と述べ、人それぞれに与えられた生命力を養い育て命の限りを生き抜いていくべき責務を強調しています。三百年余りも昔のことですが、今日、生命科学の先端にいらっしゃる村上和雄先生も、どの人の命もかけがえのない命であることを科学的に説明されその重さを力説されています。これらだけからしましても、人権理念の根づく土壌は、わが国にも十分にあるのではないでしょうか。

問い合わせ　市民参画課人権推進担当　☎38-2055

人権擁護委員に津田　由貴氏

津田　由貴 氏

人権擁護委員に、新たに津田由貴氏が選任され、法務大臣から委嘱されました。

人権相談の開設

いじめ・いやがらせ・名誉毀損・信用問題その他人権に関することでお困りのかたは、人権相談をご利用ください。秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご相談ください。

■日時　８月28日(火)午後１時～４時<１人１時間>※８月14日(火)は、市役所を閉庁しますので行いません。　■相談員　人権擁護委員　■会場　市役所北館第２会議室　■申し込み　相談日当日の午前中までに下記へ<要予約>

問い合わせ
市民参画課人権推進担当　☎38-2055

ひょうご　ヒューマンフェスティバル 2012 in にしのみや

８月は「人権文化をすすめる県民運動」の推進強調月間です。西宮市を会場にさまざまな催しを行います。

■日時　８月11日(土)午前10時～午後３時30分
■場所　西宮市民会館・アミティホール　■内容　【ひょうご人権大使】伊東浩司氏/【人権講演会】「夜回り先生からのメッセージ」水谷修氏/川嶋あいトーク＆ライブ/【ヒューマンシネマ】「おにいちゃんのハナビ」/それいけ！アンパンマンショー①午前10時40分～②午後０時５分～

問い合わせ
県人権啓発協会　☎078-242-5355

権利擁護で暮らしを支える

問い合わせ　地域福祉課トータルサポート担当　☎38-2113

市では、高齢者虐待防止法（平成18年度）の施行に対応する形で高齢者権利擁護委員会を設置して地域における権利擁護支援システムの構築に向けて取り組んできました。その結果、平成22年７月に全国で初めて総合的な権利擁護支援を行う「権利擁護支援センター」が誕生しました。

ここでは法律職と福祉職による権利擁護専門相談や高齢者の虐待対応を含めた「権利擁護の専門支援」・支援の方法として成年後見制度の活用等を図る「後見センター機能」・暮らしやすい地域づくりにつながる「権利擁護支援ネットワークの構築」という３つの大きな機能を持つ権利擁護に特化した総合的な支援を行っています。

権利擁護支援センターは７月で３年目を迎えました。10月には新たに施行される障害者虐待防止法に基づく虐待対応についても取り組む予定です。そこで、改めて地域での権利擁護支援活動を行う権利擁護支援センターの事業についてお伝えします。

～「権利擁護支援センター」の実践から～

権利擁護で暮らしを支える

上田　晴男　氏
《プロフィール》
日本福祉大学卒業
桃山学院大学大学院社会学研究科修士課程修了
社会福祉士
現在、特定非営利活動法人「ＰＡＳネット」理事長/芦屋市権利擁護支援センター長/「権利擁護で暮らしを支える～地域をつないだネットワーク～」編著等

高齢者虐待防止法の施行以降、相談・通報件数は年々増加しており、平成二十二年度の国の調査結果では養護者による虐待の相談・通報件数は二万五千三百十五件（兵庫県は千百八十九件）となっています。本市においても毎年四十件程度の相談・通報があり、権利擁護支援センターが開所した平成二十二年度には五十五件に上りました。これは人口一万人当たりで換算すると国や兵庫県の二倍以上の相談・通報件数となります。

こうした状況は、本市で虐待が増加しているというよりも、「生命や身体に重大な危険があるような状態」になるまで虐待通報しない状況から、生活に支障がありご本人が困っているという早期の段階で相談することが多くなってきたからと言えます。

このことは権利擁護支援という取り組みが特別なものではなく、人と暮らしの「あんしん」を支えるものであると、少しずつ具体的に市民の中に理解が広がってきたことを示しています。

実際に虐待ケースを見ると、虐待を受けている人も虐待行為をしている人も、結局は何らかの支援を必要とする人であることが多いのです。つまり、虐待ケースとは何らかの事情により生活が厳しくなり、自分たちだけでは解決が難しい状況になっていることが多いということです。そのため、虐待状況を改善する取り組みは、それぞれの人の状態の安定と暮らしの再建であると言えます。権利擁護支援センター（地域包括支援センター）や行政等と共に、権利擁護を通して高齢者の暮らしを支える取り組みを行っています。

市民参加の権利擁護

権利擁護支援センターの取り組みとして、地域の権利擁護支援ニーズに対応して活動する人材育成のため、権利擁護支援者養成研修を行っています。これは約半年間、毎月二回程度土曜日の朝から夕方まで行う合計五十時間あまりとなるハードな研修です。

平成二十二年度は四十二人、平成二十三年度は五十四人のかたが受講されました。その結果、現在は権利擁護支援者人材バンクに四十人程度の受講修了者にご登録いただき、すでに後見活動支援員や生活支援員（福祉サービス利用援助事業）等のさまざまな活動を担っていただいています。中でも新たな取り組みである介護相談員派遣事業では、介護相談員として多くのかたが介護福祉施設等を訪問して相談活動を行っています。

研修の参加者は、一般市民はもとより、福祉サービス従事者や専門職、民生委員等と多士済々です。研修科目にあるグループワークでは和やかな雰囲気の中で楽しく意見交換をされています。こうした市民参加型の権利擁護支援の取り組みは、今後ますます増加する支援ニーズに対応していく上でも重要な実践となっています。

現在、権利擁護支援センターは、「芦屋市障害者虐待対応マニュアル（仮称）」の作成にも協力しています。このマニュアルを基に十月から障がいのあるかたの虐待対応＝暮らしを支える取り組み」も始まります。こうした権利擁護支援活動の新たなにがりを地域の皆さんにお伝えしながら、共に暮らしやすい地域づくりに取り組むことが権利擁護支援センターの今後の大きな活動のテーマです。

権利擁護支援センターの三つの機能

①**権利擁護の専門支援**
権利擁護支援は、本人支援を基本に、法的支援・生活支援の三つの要素で構成・実践しています。

<３つの支援軸>

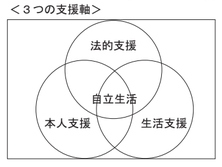

権利擁護支援センターは、権利擁護に関する問題や課題を自らが解決できるよう、専門職（法律職・福祉職）が情報提供を行うなどさまざまな支援を行っています。

②**後見センター機能**
本人の財産や権利を保護し、生活を支援するしくみである「成年後見制度」の利用に関する相談や支援を行っています。

③**権利擁護支援ネットワークの構築**
高齢者や障がい者の虐待に対応するためのプロジェクトチームへの参加や対応マニュアルづくりをしています。

また、権利擁護支援を行う地域の人材の育成のため、「権利擁護支援者養成研修」を開催し、あわせて「介護相談員」の養成も行うほか、研修講師を派遣するなどの啓発活動も実施しています。

<成年後見人等受任者の状況>

成年後見制度	高齢者	7
	障がい者	3
福祉サービス利用援助事業	高齢者	10
	障がい者	1

～権利擁護とは～

本人が本人自身の人生を自ら決定し、周囲からその意志を尊重されることは、誰もが望むことです。

「権利擁護」とは、社会生活の中で、誰もが必要と思われることを社会的に確立することであり、その権利をきちんと行使できるように保障することです。

相談員による相談受け付けの様子

芦屋市権利擁護支援センター概要

☎31-0682／FAX31-0687
〒659-0051呉川町14- ９保健福祉センター内（１階）
✉ashiya-asc@hn.pasnet.org/HPhttp://www.pasnet.org

＜職員体制＞
■人員　福祉職（社会福祉士・精神保健福祉士）
※福祉職の専門相談員が常駐し、法律職は権利擁護専門相談の際にセンターに来所しますが、必要時には連携して支援を行います。
＜開設時間＞
月曜日～金曜日（祝日・12月29日～１月３日を除く）
午前９時～午後５時30分
＜相談窓口＞
■電話　随時　■来所相談　事前にご連絡ください
＜権利擁護専門相談（要予約）＞
■日時　毎週火曜日午後１時30分～３時30分
■内容　法律職（弁護士・司法書士）・専門相談員（社会福祉士・精神保健福祉士）で、生活上の権利侵害・財産管理に関する法律的な問題を含め、相談を受け付けます。※必要に応じて訪問可。相談費用無料＜秘密厳守＞

8月(前半) CATV 広報番組ガイド

芦屋市広報番組　あしや トライ あんぐる

		放送時間〔15分〕
オープニング	親水西公園	
トピックス	病院ボランティアと市内３小学校 プルタブ収集で車いす進呈	①9:00
	「みんなで考えよう平和と人権」玉置喜美男先生の音楽仲間による名曲コンサート	②12:00 ③15:00 ④18:00 ⑤22:30
特集	どこから来るの？芦屋の水道水	
お知らせ	８月13日～15日まで市役所本庁舎を閉庁 芦屋病院がんフォーラム2012のお知らせ	※ＤＶＤの貸出可
エンディング	「芦屋　橋ものがたり」より	

■広報番組「あしやトライあんぐる」は、11ch(一部地域を除く)でご覧ください。
■番組に関する問い合わせ　広報課　☎38-2006　■CATV全般に関する問い合わせ　㈱ケーブルネット神戸芦屋(J：COM)カスタマーズセンター☎0120-999-000

総合公園 星空映画会「カーズ２」

夏の夕べ、総合公園の芝生の上で足を伸ばし、親子で映画（縁日も午後５時から開催）をお楽しみください。
＜雨天の場合、８月27日(月)に順延＞
■日　時　８月26日(日)午後７時過ぎ(日没)～
■会　場　総合公園陸上競技場
■上映作品　「カーズ２」
〈吹き替え版〉上映時間106分/2011年制作・アメリカ映画
■申し込み　直接会場へ
※今回の映画会は、市内８団体のご出資により実施します。

問い合わせ　総合公園管理事務所　☎25-2023

夏の星空観察会

火星や土星が見ごろになっています。土星の輪の観察や金環日食のおさらいなどの話題とともに、夏の星空を観察してみませんか。
■日　時　８月18日（土）
午後６時30分～９時
■会　場　市民センター 401室
■定　員　小学校３年生以上・先着50人
■申し込み　８月17日(金)午後５時30分までに下記へ

問い合わせ　環境課　☎38-2051

平成25年 芦屋市民ステージ 参加団体を募集します

平成25年10月５日から11月10日のルナ・ホール空き日を、市民の文化活動の成果発表の場として提供し、本番の会場使用料を市が負担する事業「市民ステージ」への参加団体を募集します。

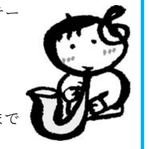

■対　象　市民が主体となっている団体
■募集要項　下記で配布
■申し込み　申請書を８月20日(月)までに下記へ

問い合わせ　市民センター　☎31-4995

平和の鐘を鳴らそう！

優愛の鐘

「平和への祈りと願い」を込めて、平和の鐘を高らかに鳴らしましょう。ご参加ください。
■日時　８月15日(水)
①午前11時45分～午後０時15分
②午後０時20分～２時
■会場　①市民センター本館玄関横②市民センター 401室
■内容　①平和の鐘を鳴らす
②戦争当時の体験談(軽食付き)
みんなで「平和の歌」を歌いましょう
〈歌唱指導・加藤純子氏　ピアノ・金澤佳代子氏〉
■申し込み　②のみ電話かファクスで下記へ(先着60人)

問い合わせ
芦屋ユネスコ協会事務局　☎38-2091/FAX38-2072(生涯学習課内)